

○消防組合職員の勤務地内旅費支給規則

昭和45年12月25日

規則第6号

平成10年3月から改正経過を注記

(目的)

第1条 この規則は、勤務地内出張旅費の支給に関する事項を定めることを目的とする。

(日額旅費)

第2条 勤務地内の日額旅費の支給額は、車賃の額とする。ただし、外勤を本務とする者については、支給しない。

(平10規則1・一部改正)

(車賃)

第3条 片道4キロメートル以上にわたり出張した場合には車賃を支給する。

2 前項の規定にかかわらず消防組合の所有する自動車、原動機付自転車および自転車または消防組合費支弁の自動車等を使用したときは旅費を支給しない。

(出張伺)

第4条 旅費の支給をうけて出張しようとする職員は、管理者(消防長)の決裁をうけなければならない。

(平10規則1・旧第5条繰上)

(支給日)

第5条 この規則による旅費は、前月分をとりまとめ翌月10日までにこれを支給する。

(平10規則1・旧第6条繰上)

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、消防長が定める。

(平10規則1・旧第7条繰上)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年8月1日から適用する。

附 則(昭和48年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の勤務地内旅費支給規則の改正は、昭和48年4月1日から適用する。

附 則(昭和57年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年規則第2号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成4年規則第2号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年規則第1号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。